

令和8年度旧秋田県農業研修センター（大潟村）消防用設備保守点検 業務委託特記仕様書

1 委託目的

本業務は、旧秋田県農業研修センター本館棟（大潟村）に設置した消防用設備について、その機能保全のため、消防法に規定する各種点検及び消防機関への報告書作成業務を行うものである。

2 委託内容

消防設備の保守管理とし次の業務を委託する。

- (1) 次の各種消防設備の総合点検1回（8月実施）と機器点検1回（2月実施）

消火器具点検
自動火災報知設備点検
誘導灯及び誘導標識
防排煙制御設備

- (2) 火災等の発生を未然に防ぐための予防保全措置として、随時、各種消防設備における機器の調整、注油、清掃等の保守管理

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 設備等の概要

防火対象物	所在地	南秋田郡大潟村字東一丁目1番地
	名称	旧秋田県農業研修センター（大潟村）
	令別表第一に掲げる区分	15項
	構造等	R C 2階建て 延べ床面積 1,716.00㎡

【設備の内訳】

設備名等		形式等	数量	摘要
1	消火器具	粉末消火器	10型	15本
		粉末消火器	20型	4本
2	自動火災報知設備	受信機	P型1級20回線	1面
		副受信機	P型40回線	1面
		熱感知器	差動式スポット型	39個
		熱感知器	定温式スポット型	11個
		煙感知器	含むペアアラーム	8個
		発信機	1級	3個
		音響装置		3個
3	誘導灯及び誘導標識	誘導標識		12枚
4	防排煙制御設備	連動操作盤		1台
		煙感知器	光電式	6個
		自動閉鎖装置		6個

5 留意事項

- (1) 点検実施日

各点検の実施日は防火管理者と事前に打ち合わせをすること。

- (2) 報告書の作成

点検結果については、「消防用設備等点検結果報告書」を提出すること。

なお、各種点検の実施にあたっては、消防法の点検基準を遵守すること。

- (3) その他

点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、各設備の点検に必要な消防整備士等の資格を有する者が行うこと。

点検の実施にあたっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図ること。